

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）新旧対照表		（第1条関係）	
改正後（案）第2条溶け込み後 R6.4.1時点		現行	
（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2及び第204条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項の会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。 （会計年度任用職員の給与の種類） 第2条 会計年度任用職員の給与は、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とし、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第7条 任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この条において</u>これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員に対し、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。 2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期<u>の定め</u>の合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を基準として人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。 5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額とする。 6 一般職給与条例第30条の2及び第30条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。 <u>（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</u> <u>第7条の2 任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員に対し、当該フルタイム会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。</u> <u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u> <u>3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受けるフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超</u>		（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2及び第204条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項の会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。 （会計年度任用職員の給与の種類） 第2条 会計年度任用職員の給与は、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当 <u>及び期末手当</u> とし、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬 <u>及び期末手当</u> とする。 （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第7条 任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下 <u>これら</u> の日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員に対し、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。 2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期 <u>（任命権者を同じくするものに限る。次項において同じ。）</u> の定め の合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合は100分の125、12月に支給する場合は100分の135を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を基準として人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。 5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額とする。 6 一般職給与条例第30条の2及び第30条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。 <u>【新設】</u>	

<u>えてはならない。</u> <u>4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額とする。</u> <u>5 一般職給与条例第30条の2及び第30条の3の規定は、第1項の規定によるフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u> (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第17条 任期の定めが6箇月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員には、期末手当を支給する。 2 第7条の規定は、前項のパートタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給について準用する。ただし、日額又は時間額により報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に係る期末手当基礎額の算定については、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従い決定する。 <u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u> <u>第17条の2 任期の定めが6箇月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員には、勤勉手当を支給する。</u> <u>2 第7条の2の規定は、前項のパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について準用する。ただし、日額又は時間額により報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に係る勤勉手当基礎額の算定については、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従い決定する。</u>	(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第17条 任期の定めが6箇月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員には、期末手当を支給する。 2 第7条の規定は、前項のパートタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給について準用する。ただし、日額又は時間額により報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に係る期末手当基礎額の算定については、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従い決定する。 <u>【新設】</u>
--	--

改正後	現行
第1条 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）の一部を次のように改正する。 第7条第4項中「100分の125」を「、6月に支給する場合は100分の125、12月に支給する場合は100分の135」に改める。 別表第1を次のように改める。 （略） 第2条 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。 第7条第4項中「、6月に支給する場合は100分の125、12月に支給する場合は100分の135」を「<u>100分の122.5</u>」に改める。 附 則 （施行期日等） 1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。 2・3 （略）	第1条 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）の一部を次のように改正する。 第7条第4項中「100分の125」を「、6月に支給する場合は100分の125、12月に支給する場合は100分の135」に改める。 別表第1を次のように改める。 （略） 第2条 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。 第7条第4項中「、6月に支給する場合は100分の125、12月に支給する場合は100分の135」を「<u>100分の130</u>」に改める。 附 則 （施行期日等） 1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。 2・3 （略）

附 則
（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 熊本市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第22条の2の表中

「

第29条第2項	再任用職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員
---------	-------	-------------------

」

を

「

第29条第2項	第4条、第9条	第9条
	定年前再任用 短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

」

に改める。

（熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

3 熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成19年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第3項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成１９年条例第１１号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（趣旨） 第１条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和２７年法律第２８９号）附則第５項において準用する地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３８条第４項の規定に基づき、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第５７条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員（以下「業務職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。 （会計年度任用職員の給与の種類） 第２条の２ 会計年度任用職員である業務職員の給与の種類は、給料及び手当とする。 ２ 法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び退職手当とする。 ３ 法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。	（趣旨） 第１条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和２７年法律第２８９号）附則第５項において準用する地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３８条第４項の規定に基づき、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第５７条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員（以下「業務職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。 （会計年度任用職員の給与の種類） 第２条の２ 会計年度任用職員である業務職員の給与の種類は、給料及び手当とする。 ２ 法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当_____及び退職手当とする。 ３ 法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とする。